記 者 発 表 資 料 令和4年9月26日 環境対策課大気環境班 担当 中村, 龍崎 外線 022-211-2665

公害防止協定の締結について

宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に基づき、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーと公害防止に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

1 協定対象事業の概要

(1)事業者:合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー

(2) 事業所名: 石巻ひばり野バイオマス発電所

(3) 事業場の所在地: 石巻市潮見町14番5及び14番10

(4) 製 品 目:電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関

する特別措置法 (FIT 法) の計画認定事業)

(5) 使 用 燃 料:木質ペレット、PKS、木質チップ

(6) 原動力の種類: ボイラー, 蒸気タービン

(7) 出 力:74,950 k W

2 協定の概要

(1)協定締結の当事者:宮城県,石巻市,東松島市,事業者(合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー)

(2) 締結日: 令和4年9月26日

(3) 協定項目

○大気汚染防止対策

・以下の基準を遵守

		硫黄酸化物(m³N/h)	窒素酸化物(ppm)	ばいじん(g/m³N)
協定値	排出基準	10	70	0. 03
	測定頻度	自動測定及び毎月に1回以上		
(参考)	排出基準	138. 6	250	0.30
法定值	測定頻度	2か月に1回以上		

- ・自主測定の実施及び報告
- ・排出ガス自動測定装置設置による排出状況の常時測定
- ○その他水質汚濁,騒音,振動,悪臭についての自主測定の実施及び報告
- ○測定結果の公表、地域との環境コミュニケーションの推進
- ○事業場への立入調査の実施,公害発生時の報告
- ○施設の増設・変更等の事前協議または報告

3 今後の予定

- ・宮城県はホームページで事業所概要や協定書等を公表します。
- ・事業者は今後施設の運転を開始(具体的な運転開始日は事業者に確認下さい)し、 協定に基づきホームページ等での測定結果の公表や工場見学等の環境コミュニケーションを推進します。